

各 戸 配 布

鋸南町建設水道課

水道の検針、料金の請求が「2カ月に1回」に変わります

鋸南町では、令和7年4月から、これまでの『毎月検針・毎月請求』を2カ月に1回の『隔月検針・隔月請求』に変更します。

変更に伴う新たな手続きは必要ありません。また、現行の料金体系は変わらず水道料金の増加もございません。

これは、水道事業の経営改善の一環として行うもので、奇数月に『隔月検針・隔月請求』を実施します。今後の検針月・請求については下記の通りです。

[移行イメージ]

使用月		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
現状 (毎月検針)	検針	●	●	●	●	●	●	●
	請求	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分
奇数月 (隔月検針)	検針	●	●	●	●	●	●	●
	請求	2月分	3月分		4・5月分		6・7月分	

検針月については、5月・7月・9月・11月・1月・3月(奇数月検針)となります。
請求については、令和7年3月検針分は1カ月分を3月に請求し、令和7年5月検針分(4・5月分)から、隔月(2カ月)請求となります。

○水道料金の計算方法

検針した2カ月分(前月分と当月分)の水量を2等分して(端数は、当月分に加えます)、水道料金をそれぞれ算定し合計した金額を請求します。

[計算例 1] 一般用 口径 13 mmのメータ使用・2 カ月分の使用水量が 25 m³の場合

	算定水量	基本料金	超過料金 9~20 m ³ (223 円/m ³)	超過料金 21 m ³ ~(337 円/m ³)	消費税 (水道料金)	算定料金 (税込)	メータ 使用料	消費税 (メータ使 用料)	メータ 使用料 (税込)	算定料金・メ ータ料金(税 込)	請求額 (税込)
前月分	12 m ³	1,724 円	223 円×4 m ³ =892 円	-	261 円	2,877 円	150 円	15 円	165 円	3,042 円	6,329 円
当月分	13 m ³	1,724 円	223 円×5 m ³ =1,115 円	-	283 円	3,122 円	150 円	15 円	165 円	3,287 円	

[計算例 2] 一般用 口径 13 mmのメータ使用・1 カ月分の使用水量が 15 m³の場合(月の途中で開始或いは中止をした場合)

	算定水量	基本料金	超過料金 9~20 m ³ (223 円/m ³)	超過料金 21 m ³ ~(337 円/m ³)	消費税 (水道料金)	算定料金 (税込)	メータ 使用料	消費税 (メータ使 用料)	メータ 使用料 (税込)	算定料金・メ ータ料金(税 込)	請求額 (税込)
前月分	-m ³	-円	-	-	-円	-円	-円	-円	円	-円	3,778 円
当月分	15 m ³	1,724 円	223 円×7 m ³ =1,561 円	-	156 円	3,613 円	150 円	15 円	165 円	3,778 円	

○コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリ決済で納付できます

令和7年5月以降に届くバーコード付きの納入通知書は記載のコンビニエンスストア・スマートフォンアプリで水道料金を納付できるようになります。休日や夜間いつでも納付でき、支払手数料はかかりませんので、ぜひご利用ください。

○漏水にご注意ください！

隔月検針移行に伴い、宅地内での漏水発見が遅れることが想定されます。

定期的に、メーターで漏水の有無を確認することをお勧めします。

○問い合わせ 鋸南町建設水道課水道室 ☎0470-55-3569

